

## 船舶事故調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和5年5月7日 15時55分ごろ
発生場所	新潟県新潟市新川漁港（新川河口付近） 越後新川港北防砂堤B灯台から真方位179°365m付近 （概位 北緯37°52.2′ 東経138°55.2′）
事故の概要	漁船第三潮治丸は、上流に向け南進中、転覆した。
事故調査の経過	令和5年9月14日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三潮治丸、1.0トン
船舶番号、船舶所有者等	NG3-19695（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船外機の濡損等
気象・海象	気象：天気 小雨、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、新川漁港の係留場所から新川河川内の係留場所に回航する目的で出航し、新川河口付近を上流に向け南進中、船尾方から高い波を受け、操船が困難となり、船首が左方に振られた後、左舷側に波を受けて大傾斜し、船長が落水するとともに右舷側に転覆した。</p> <p>船長は、海に投げ出された後、近くの海水浴場付近まで自力で泳ぎ着き、大声で救助を求めたところ、異変に気付いて駆けつけたサーファーに救助され、その後、救急車で病院に搬送された。</p> <p>本船は、転覆した状態で海上を漂流し、後日、本事故発生場所付近から南西方約4.7kmの砂浜に漂着しているところを発見された。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、出航前、新川漁港付近の道路を自家用車で走行中に海象状況を見て問題ないと思って出航したが、河口付近では沖からのうねりと河川流が混ざり合って高い波が発生する場合があることを知っていたので、波の状況を十分に観察してから、出航の可否を判断すべきであったと本事故後に思った。</p> <p>文献「操船通論」（本田啓之輔著、株式会社成山堂書店、平成23年12月28日八訂再版発行）には、船尾及び斜め船尾から大波を受けて航走中の船舶には、危険現象として、波乗り状態となって操縦できなくなること等の記載がある。</p> <p>運輸安全委員会の地方分析集「プレジャーボートの転覆事故防止に</p>

	<p>向けて」(運輸安全委員会事務局仙台事務所作成、令和5年12月発行)には、河口付近では、沖からのうねりと川の流れがぶつかり、高い波が発生することがあるので、波やうねりの状況には十分に注意する必要があるとの記載がある。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、新川河口付近を南進中、船尾方から高い波を受けたことから、船体が波乗り状態となって、舵が効かなくなり、船首が左方に振られた後、左舷側に波を受けて右舷側に大傾斜し、転覆したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が新川河口付近を南進中、船尾方から高い波を受けたため、船体が波乗り状態となって、舵が効かなくなり、船首が左方に振られた後、左舷側に波を受けて右舷側に大傾斜し、転覆したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船長は、河口付近では、海からの波と川の流れがぶつかり合うことによって、不規則な流れや高波を生じ、舵が効かなくなる等操船が困難になることに留意し、安全な航行に不安を感じる場合には、航行を控えること。</li> </ul>